



— 発 行 者 —
福島県公立学校退職校長会
福島支部長 鈴木 昭 雄

— 編集広報部 —
— 題 字 —
第128号 高橋 藤園

「児童養護施設」について思うこと

福島県公立学校退職校長会

福島支部長 鈴木 昭 雄

「何らかの理由で保護者と生活することが難しい、そして社会のサポートが必要と判断された児童が入所する施設」、これが児童養護施設である(※児童福祉法では、満十八歳に満たない者を「児童」としている)

現在、全国には、約六百の児童養護施設があり、約二万三千人の児童が入所している。福島県内には、玉川村、白河市、棚倉町、会津若松市、いわき市に各一施設、そして福島市内には「福島愛育園」「青葉学園」「アイリス学園」の三施設と計八施設がある。概ね、幼稚園児から高校生までの入所児童があり、職員と寝食を共にし、生活支援を受けながら、近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校に通園、通学している。

私は、間接的に、そして直接的に、施設入所児童と関わる機会があり、そこでの経験などを踏まえ、児童養護施設の現状や課題について、触れてみたい。

まず、間接的に関わったのは、二十代後半から三十



「青葉学園の園庭とホーム」

代半ばまでの七年間、県南地区の中学校での学級担任をしたときだった。学校の近くに施設があり、毎年、三、四人の生徒を受け持った。当時の施設入所事由は、不登校、保護者の養育力不足、子どもによる家庭内暴力や非行、中国帰国子女などであつたと記憶している。現在のように、虐待を受けて入所している生徒はいなかった。そして、直接的には、平成二十八年度から四年間、縁あって、福島市内にある青葉学園で園長として、職員と共に児童の養育に携わらせていただいた。これらの経験などを踏まえ、児童養護施設を取り巻く現状や課題について触れてみたい。

○虐待を受けた児童の増加

全国の児童相談所における児童虐待に関する令和五年度の相談件数は、二十二万五千九百五件となっており、これは、児童虐待防止法施行前の約十九倍に当たる。

○児童養護施設への入所事由

入所している児童の約七十一・七パーセントが虐待を受けているとされ、その他は、(父母の)精神疾患等、破産等の経済的理由、(父母の)拘禁等となっている。

○障がい等のある児童の増加
社会的養護を必要とする児童

においては、全体的に障がい等のある児童が増加しており、児童養護施設においては、約四十二・八パーセントが障がい等ありとなっている。

○児童福祉におけるキーワード 「社会的養護」

「社会的養護」とは、「保護者の適切な養育を受けられない児童を、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと」とを言い、その基本理念は、「児童の最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」の二点である。

○社会的養護の国の方向性

国は、「家庭での養育が困難又は適当でない場合は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う里親やファミリーホーム(家庭養護)を優先するとともに、児童養護施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態(家庭的養護)に変えていく」ことを求めており、地域にある一般家庭の住宅を活用した「地域小規模児童養護施設」の更なる設置を求めている。全国では、六百二十九カ所、青葉学園でも、市内に二カ所開設している。

◎今、望むこと

一、児童養護施設の児童が通う 学校への人的支援

先に述べたように施設入所児童は、保護者から分離され、様々な生きづらさを抱えている。学校生活の中でも不安定な状況になることもある。かつて、県教育委員会の加配教員の種類に施設加配というのがあり、市内の

関係学校にも配置されていた。県内施設の園長で作る部会でも、県教委に対して、要望もしてきたが、実現には至らなかった。今、深刻な教員不足もあることから、教員免許を問わない、学校支援員の形での配置について、文科省、子ども家庭庁等の予算措置を願うものである。

一、地域小規模児童養護施設開設や児童受入れへの理解

本施設の開設や児童の受入れにあつては、行政区、教育委員会、社会福祉協議会、民生委員、町内会、関係学校等の理解は欠かせない。社会的養護の理念の観点からも、今後とも、引き続き温かな理解をお願いしたい。

県大会報告

福島県公立学校退職校長会第五十九回県大会が、六月十日(火)南会津町の御蔵入交流館で開催されました。県内各地から約百八十名、当支部から九名が参加しました。

午前中、只見町で合同会社ねつかを設立した脇坂斉弘氏から「米焼酎ねつか 只見で生き抜く」の講演をいただきました。只見町や子どもたちへの思いが強く感じられる内容でした。

午後は、伊達支部 田村支部、双葉支部の体験発表が行われました。特に、伊達支部矢館氏の写真人生「かきくけこ」は、写真との関わり方に、多くの示唆をいただきました。

主管された南会津支部の皆様には、厚く感謝申し上げます。

今、学校では

業務改善と授業改善の一体的推進

福島地区小学校長会

会長 小川 尚子

(福島市立飯坂小学校長)

福島市では、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、「働き方改革推進パッケージ」未来に向けた十のチャレンジ」を策定し、昨年四月に市長と教育長が連名で、市民に向けたメッセージを発出しました。福島市と市教育委員会が一体となつて推進する学校の働き方改革の目的は、子どもたちに「質の高い学び」を提供すること、「持続可能な学校」の実現です。

福島地区小学校長会では、昨年、文部科学省の「学校における働き方改革推進事業」において、各学校の取り組みを伴奏支援している榊先生の幸せ研究所の大野大輔氏を講師として招聘し、「働き方改革で教育の質を高める」というテーマで講話をいただきました。また、先進校の実践事例をもとにグループワー



クやワークシヨップを二度にわたつて開催し、研修を深め、校長として学校の業務改善と授業改善を一体的に推進する上でのヒントを得ることができました。今年度は、研修の成果を受け、各学校において「子どもを主語にした授業改善」「評価の二期制(個別懇談の充実により所見は後期のみ)」「会議資料等のペーパーレス化」「標準時数を上限とした授業時数の見直し(余剰時数ゼロ)」「表簿等の見直し(学級経営誌の廃止、月案の簡略化)」「留守番電話の導入」「平日の日直廃止」「メールによるお便りの配信」「休日部活動の地域移行」等に取り組んでいます。また、福島市立学校に勤務する県費負担教職員の「時差出勤」の施行も始まり、これまで想像だになかった改革が加速度的に進んでいます。

学校における働き方改革は、とりもなおさず、「子どもたちのため」にほかなりません。向かう方向を見誤ることのないよう、校長会として情報を共有しながら、業務改善によつ

て生まれた「余白」の時間を、子どもたちとしっかりと向き合いい、授業を充実させる時間とすることで、教職員が心身ともに健康でやりがいをもつて働くことができる学校を目指し、教員という職業を今後も持続可能なものにしていきたいと考えます。

福島県公立学校退職校長会福島支部の皆様には、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますことを衷心よりお願い申し上げます。

今、学校では

部活動、生活のきまり、PTA活動の大きな変化

福島地区中学校長会

会長 渡部 正晴

(福島市立福島第四中学校長)

平成から令和となり、七年になります。この数年間で、学校の様々な点が大きく変わってきています。今日は、そのうちいくつかをご紹介したいと思います。

1 部活動

少子化が進み、学校では部活動の維持が難しくなっていることや、将来にわたつて生徒がスポーツ・芸術活動に親しむことができる機会を確保する理由から、スポーツ庁・文化庁が主導し「部活動の地域移行」が始まりました。最近では学校部活動から地域クラブへの転換を目指

ています。福島県中体連でも、部活動の地域展開や、各校での加入のあり方の変化を受けて、地域クラブからの大会参加や、中学校教職員ではない外部指導者による大会引率への道を開きました。そのため、多くの種目で中体連に加盟登録した地域クラブが中体連大会に参加しています。

また、部活動加入が変わったことにより、部活動後援会の会費集金も加入者・非加入者で異なる金額の学校もあります。

2 生活の決まり(校則)改定

令和四年度末に国の「生徒指導提要」が改定され、各校では生活の決まり(校則)の見直しが進んでいます。頭髮、靴の色、靴下の色などをはじめとした内容を廃止したり、緩やかな内容にしたりと改定しています。各校では生徒の意見を大切にし、教員とともに時間をかけて見直しを進めています。

3 PTA活動

各校では「持続可能なPTA活動」を目指して、各委員会を廃止して組織のスリム化を図ったことや、活動の精選、会費の見直しを行っています。PTAは任意団体であるので、入会・退会についても各家庭の意志によることがより明確にされ、全家庭加入の状態ではなくなってきました。また、必要性を議論して、PTAを廃止した学校もあります。

時代の流れとともに、学校を

取り巻く状況は大きく変わっています。しかし、「生徒のため」という大原則は今後も大事にしていく所存です。今後退職校

長会の皆様からは、ご助言等をいただけますよう、お願い申し上げます。

今、学校では

高等学校教育の現在

高等学校長協会 県北支部長 丹野 純一
(福島県立福島高等学校長)

教育は、いま、大きな転換期を迎えております。文部科学省の中央教育審議会に設置された「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」の審議のまとめでは、基本的な考え方として、全ての生徒が必要な資質・能力を共通して身に付けられるようにする「共通性の確保」をする一方で、高校教育の実態は地域・学校により非常に多様な状況であり、質の確保・向上に向けて、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」を併せて進めることが必要であるとなりました。

地域の特色、多様性を生かし、多様な生徒のニーズにこたえる教育をさらに推進していきたいと思っています。

しかし、県立学校は、これまで積み重ねられてきた役割を担いながら、年々多様化する様々な生徒への対応と、教育DXなど新たな課題への対応を迫られ、その中で、本来の仕事である授業や生徒指導に集中することができない閉塞状況に追い込まれているのではないのでしょうか。

この閉塞状況を打開するためには原点に立ち返る必要があります。公教育の目的は子供たちが将来豊かで心身ともに幸せな人生を切り拓き、自由で公正な社会を築くことができる力を育成することです。そのためには、自分の頭で考える力や探究する力、学びに向かう力、健康な心身などを育むことが求められます。教師には、そうした力を育成することができるような授業や指導・支援を行っているかを

常に問い直し、絶えず研究と修養に努め、教職生涯を通じて学び続ける存在であることが求められます。

それは、プロの仕事だということを変更して確認したいと思っています。教師は「学びの高度専門職」である。校長は学びのプロ集団のリーダーである。その使命感と誇りをもって学びの変革を進めていきたいと思っています。

この原点に立ち返るために、どうしても必要なのが、「学びの高度専門職」である教師が本来の業務である「授業の創造」などに集中できる環境整備としての働き方改革と不祥事防止、そして定数改善です。今後もその取組を一つ一つ進めてまいりたいと思っています。

令和七年度 第六十一回 支部総会開催

令和七年度福島支部総会は、五月二十五日(日)福島グリーンパレスにおいて、来賓・顧問の皆さまをお迎えし、五十名の会員が出席して開催されました。

開会后、物故会員への黙祷、支部歌の斉唱に続き、鈴木支部長から支部の現況などを含めた挨拶。続く長寿祝記念品贈呈では喜寿の高橋寛信様から謝辞。さらに福島市教育委員会教育長佐藤秀美様から祝辞をいただきました。

ました。

議長に山寺精吉理事を選出。議長の進行で、令和六年度事業・決算報告、令和七年度事業・予算・役員案などが原案どおり承認され、総会は無事閉会となりました。

引き続き行われた懇親会には、三十名ほどが参加。今年度の特徴は、昨年度まで日程を設けて行っていたクラブ長会にかえて、懇親会の中でクラブ発表会を行ったことです。今回、鈴木暉夫様から囲碁、ウォーキング、郷土史の三クラブ、我彦武様から陶芸クラブ、山寺精吉様から写真クラブ「フォトクラブ・T」、それぞれに充実した活動の一端をお話いただきました。ご協力いただいた皆さまに御礼申し上げます。ありがとうございました。懇親会場は和やかな歓談で盛り上がり、お開きとなりました。



賀寿万歳

山進一先生宅を訪問

令和七年三月二十二日、横須賀方部理事(清水B)の案内で、鈴木支部長、持地事務局長、大崎広報担当が賀寿のお祝いにご自宅を訪問しました。

壁には富士山の写真が飾られ、庭の松の盆栽がよく見える部屋に案内いただき、たくさんお話を聞きました。

小・中学生時代のこと、代用教員生活について、白河から三時間かけて通学し毎日遅刻していた学生時代のこと。

小中高校、養護学校等での教育、通信教育・訪問教育など。趣味の富士山の写真や盆栽についてもお話をいただきました。

先生はとてもお元気で、健康維持のため週二回トレーニングに通っていましたが九十五歳になったので週一回にして継続されているそうです。



